

【表紙】

【発行登録番号】	4 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 2月14日
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤原 弘治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
【電話番号】	東京 03 (3214) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総合資金部 次長 安田 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
【電話番号】	東京 03 (3214) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総合資金部 次長 安田 洋一
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2022年 2月22日）から 2 年を経過する日（2024年 2月21日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出有価証券】

【売出社債】

未定

2【売出しの条件】

未定

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月24日関東財務局長に提出

事業年度 第20期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第21期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期中（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）2021年11月29日関東財務局長に提出

事業年度 第21期中（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）2023年1月4日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第22期中（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）2024年1月4日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2022年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2021年11月30日に関東財務局長に提出

今後、お客さまにみずほのサービスを安心してご利用頂けるよう、全役職員が一致団結し、お客さまに重大な影響を及ぼすシステム障害を防ぎ、障害発生時にもお客さまへの影響を極小化することができる強固な態勢を構築し、かつ、これを、変化し続ける環境においても取組みを継続してまいります。

また、当行は、2021年11月26日付で、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)第17条の2第1項の規定に基づき、外為法第17条に基づく銀行等の確認義務の履行に関し、財務省より是正措置命令を受けました。これを踏まえ、当行は、2021年12月17日に財務省に対して、同命令の趣旨を踏まえた改善・再発防止策の策定及び監査態勢の整備等に係る報告書を提出いたしました。当行は、再発防止策として、外為業務に関連する役職員の外為法令等に関する知識・意識の向上、危機対応時・平時の両面での関係部署間のコミュニケーションにおいて外為法令遵守に向けて適切な検討・判断が行われる仕組みの構築、外為法令遵守のためのシステム管理態勢の強化に取り組んでまいります。加えて、上記にとどまることなく、発生原因等を再検証し、外為法令にかかる適切な内部管理態勢の再構築にも取り組んでまいります。

(中略)

5カ年経営計画の実行

(中略)

[カンパニー・ユニットの取り組み]

(中略)

リテール・事業法人カンパニー

(中略)

また、コロナ禍を経て社会全体でリモート意識が一層高まる中、ご来店いただかなくてもお取引ができるよう、デジタルテクノロジーを活用したリモート・オンラインのサービス拡充にも取り組んでまいります。

なお、当グループは、グループ一体となった超富裕層サービス提供力を強化するため、2021年12月31日に超富裕層向けサービスを担う株式会社みずほプライベートウェルスマネジメントを発展的に解消し、その機能を当行に承継しております。

また、2019年5月27日に設立いたしましたLINE Bank設立準備株式会社では、「LINE」とリンクした、親しみやすく利用しやすい"スマホ銀行"を提供することで、銀行をより身近な存在へと変化させ、利用者の皆様に寄り添い、日常的にご利用いただける新銀行の設立に向けて、準備を進めてまいります。

(後略)

「事業等のリスク」

1. 新型コロナウイルスに関するリスク

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本を含む世界経済に強い下押し圧力がかけており、広範な企業活動に悪影響が及んでいます。これまでのところ、各国政府・中銀が相次いで打ち出した財政政策・金融緩和策等により、グローバルな金融システムにおける著しい信用収縮は回避され、金融市場は落ち着いて推移しております。しかしながら、足もとでは変異株のまん延により、世界各地において感染が再拡大しております。

(中略)

2. 財務面に関するリスク

(4) 自己資本比率等に係るリスク

レバレッジ比率規制

2017年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼル 規制の見直しに係る最終規則文書において、レバレッジ比率規制の枠組みが最終化され、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくレバレッジ比率規制に係る府省令の一部改正及び関連する告示等を公表し、2019年3月31日より当行及び当グループに対して一定比率以上のレバレッジ比率の維持を求めるレバレッジ比率規制の段階的な適用が開始されております。本邦における最終化された定義に基づくレバレッジ比率規制及びG-SIBsに対するレバレッジ・バッファ比率の導入は、当初は2022年3月31日から適用開始の予定でしたが、最終化されたバーゼル の導入延期に伴い、1年延期され、2023年3月31日より適用開始の予定です。これに伴い、2021年10月に、最終化されたバーゼル の本邦での実施に向けた告示改正案が公表されています。なお、2020年6月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外すること等の措置を、2021年3月末を期限として導入し、その後当該措置を2022年3月末まで延長しております。さらに、2021年12月に、当該措置の2024年3月末までの再延長に向けた告示改正案を公表しております。

(中略)

総損失吸収力(TLAC)規制

2015年11月にFSBは、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対して、一定比率以上の総損失吸収力(TLAC)を求める最終文書を公表しており、2019年3月に金融庁は、当該文書に基づくTLAC規制に係る銀行法施行規則の一部改正及び関連する告示を公表し、2019年3月31日より当グループ及び当行を含む

当グループの主要子会社に対して本邦T L A C規制の段階的な適用が開始されております。なお、2020年6月に金融庁は、例外的なマクロ経済環境を勘案して最低所要レバレッジ比率につき金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、レバレッジ比率の算定にあたり、分母である総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外すること等の措置を、2021年3月末を期限として導入し、その後当該措置を2022年3月末まで延長しております。さらに、2021年12月に、当該措置の2024年3月末までの再延長に向けた告示改正案を公表しております。

(中略)

T L A C規制は、当グループを含むG-SIBsに対して、自己資本比率規制に加えて追加的に適用される規制であり、当該規制により、仮に当グループの外部T L A C比率や、当行を含む当グループの主要子会社の内部T L A C額が一定基準を下回った場合には、金融庁から、外部T L A C比率の向上や内部T L A C額の増加に係る改善策の報告を求められる可能性や、業務改善命令を受ける可能性があります。かかる事態が生じた場合、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 業務面に関するリスク

システムリスクの顕在化による悪影響

(中略)

例えば、2021年2月以降、当行において複数のシステム障害が発生し、営業部店やA T Mでの取引、インターネットバンキング取引、内為・外為取引等が一部不能となりました。これに伴い、当行及び当グループは、2021年9月22日及び同年11月26日に銀行法第26条第1項及び同法第52条の33第1項に基づき、金融庁より業務改善命令を受けました。その後、11月26日付の業務改善命令に基づき、当行及び当グループは、2022年1月17日に金融庁へ業務改善計画を提出いたしました。

(中略)

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の不備に係るリスク

(中略)

例えば、外為法第17条に基づく銀行等の確認義務の履行に関し、当行は2021年11月26日に財務省より是正措置命令を受け、同年12月17日に改善・再発防止策等に係る報告書を財務省に提出いたしました。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほ銀行本店

(東京都千代田区大手町一丁目5番5号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし